

中華人民共和国

国の概要 (外務省 HP より)	面積	9,600,000 km ²
	人口	約 13.90 億人
	首都	北京
教育行政組織		
国	中央教育行政組織として教育部が置かれている。	
地方	各省、自治区、直轄市に地方教育行政組織として教育委員会または教育庁、市と県には教育局が置かれている。	
教育課程基準	「課程標準」(かつては「教学大綱」)	
教科書制度		
教科書の定義	教育部の「小中学校教科書採択管理方法」(2014 年) 第 2 条では、教科書とは「義務教育と普通高等学校における教学用図書(教学図冊や映像材料を含む)で、国務院教育行政部門(教育部)の検定を受けたもの、あるいはその検定権を授与された機関による検定を受けたもの」とされている。	
発行主体	「国語」「歴史」「道徳と法治」の三教科には「国定制」が適用され、主に人民教育出版社が発行主体となっている。その他の教科は従来どおり、「検定制」が適用され、要件を満たした出版社による自由発行が可能となっている。	
国定、検定、認定などの制度	国定・検定並行制(「国語」「歴史」「道徳と法治」の三教科は「国定制」、その他の教科は「検定制」)。	
採択・選定などの制度	地方政府(省、自治区、直轄市)の責任と権限で行うものとされる。各省や自治区のレベルで選定と採用を行うか、それとも更に県または市のレベルに下げで行うかは地方政府の判断に委ねられる。	
使用義務の有無	小中学校において「教育部の検定を受けた教科書を使用しなければならない」とする規定はあるが、教科書の使用義務を規定した法規は存在しない。学校現場では、教科書の使用が当然視されている。	
有償・無償	教科書の無償化は、農村部で 2006 年度、都市部で 2008 年より実施され、2017 年度からは財政的に許される範囲内で生徒の学習補助材料(ノートや外国語映像作品など)や教師の参考書なども無償となった。	
給与・貸与	教科書の貸与制度は、教科書の無償化政策とセットになって実施され、すべての義務教育諸学校において適用されている。	
教科書の特色	A4 判主体の教科書が増え、軽量化が図られている。	
デジタル教科書の状況	本世紀に入って本格化し、大都市と沿海地域を中心に目覚ましい進展がみられる。2002 年に初版を発行した人民教育出版社は、現在、教科書のみならず教師の参考書(各教科の「教材解説」「教案」など)や生徒の学習補助教材を含むデジタル教材の第 3 版を完成させている。その種類は 106 種に及ぶ。	